

みんなで ともに 乗り越えよう

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、きずなの維持、賠償問題など多くの課題があります。

その中で、町が行っている取組についてお知らせします。

「大堀防災 コミュニティセンター」が完成

大堀防災コミュニティセンターが、大堀総合グラウンドの西側に完成し、運用を開始しました。災害時は避難所として活用しますが、通常は地域交流の場として利用（要予約）できます。また、墓参りの時期には、休憩所として開放します。利用方法など詳しくは防災安全係に問い合わせるか、町ホームページをご覧ください。



今後、町内に3か所、同様の施設を整備予定



問 総務課防災安全係 TEL 0240(34)0229

「浪江町の復興加速に向けた協議会」が開催

2月21日、浪江町地域スポーツセンターにおいて、「第6回 浪江町の復興加速に向けた協議会」が開催されました。

当日は、東京都内の会場とオンライン、でつなぎ、江島原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）や横山復興副大臣などが出席。

町の復興に向けた取組の進捗状況の確認、町における福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）の活動状況の報告の後、「まちづくり」「農林水産業再生」「産業復興」の各分野における取組状況について意見交換が行われました。

問 企画財政課企画調整係 TEL 0240(34)0240

二本松出張所の 窓口業務が一部変更

4月1日、二本松事務所が「二本松出張所」に名称を変更したことに伴い、窓口業務も一部変更となりました。

戸籍の届出（婚姻、出生、死亡など）が受付できなくなったため、住民係または最寄りの市区町村へ届け出てください。

また印鑑登録については、他の出張所と同じく受付のみとなり、住民係で登録後に郵送しますのでご了承ください。

なお、証明書の発行については、住民係および各出張所で取扱いが異なるため、事前に問い合わせるか、町ホームページをご覧ください。

《二本松出張所について》

問 二本松出張所 TEL 0243(62)0123

《証明書の発行について》

問 住民課住民係 TEL 0240(34)0230



町の復興への思いを語る町長



オンラインで意見交換

河川魚放射線モニタリング結果

室原川・高瀬川漁業協同組合では、放射線モニタリングのために特別採捕を行っています。
令和2年6月から10月にかけて実施した結果は、下表のとおりです。

魚種	河川名	場所	採取日	セシウム134(Bq/kg)	セシウム137(Bq/kg)
アユ	高瀬川	タカノ巣橋	6月27日、8月29日、 10月30日	—	38~46
		メガネ橋	6月27日、8月29日、 10月30日	—	25~52
		酒井橋	8月29日	7.1	160.0
		小野田橋~谷津田橋	7月3日	—	40.0
		高瀬橋下流	7月3日	3.4	69.0
	請戸川	馬場内橋	6月27日、8月29日	7.9~14	140~280
		掃部関	8月29日、10月30日	19~22	380~520
		下川原	9月8日	18.0	430.0
		加倉橋~掃部関	7月3日	13.0	280.0
		掃部関~幾内橋	7月3日	13.0	320.0
ヤマメ	高瀬川	三程	6月13日、7月18日、 8月22日、9月12日	17~32	380~660
	請戸川	白追	6月20日、7月18日、 8月22日、9月13日	22~48	440~900
イワナ	高瀬川	三程	7月18日、8月22日	~14.0	120~330
	請戸川	白追	6月13日、7月18日、 8月22日、9月12日	8.5~28	140~510

- 現在、町内の河川（葛尾村、田村市都路町含む）での捕獲行為は禁止されています。また、食の安全確保のためにも捕獲行為は禁止しています。
- 食品の基準は、100Bq/kg以下です。

問 室原川・高瀬川漁業協同組合
Tel 0240(35)1330

令和3年3月で「原発事故」から10年〔原子力損害の賠償請求は お済みですか〕

「東京電力ホールディングス株式会社から示された金額では納得できない」など、原発事故による損害賠償請求において困っている人を対象に、中立・公平な公的機関「原子力損害賠償紛争解決（ADR）センター」（☎0120(377)155（月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）10時～17時））が無料で仲介します。

《和解事例》 申立人の子が、申立人の両親の避難先近くで療養するために家賃が発生

居住制限区域（浪江町）に実家があり、原発事故当時は青森県内に所在する社員寮に居住していた申立人の子が、体調を崩して退職したことから、福島県外に避難中の申立人の両親の下で療養するため、申立人の両親の借上げ住宅の近くにアパートを借りたことにより生じた、平成24年7月分から平成25年6月分までの家賃、駐車場料金および光熱費の基本料金など、さらに借家人賠償保険料・仲介手数料について、申立人の両親が避難していなければ実家で療養することができた蓋然性が高いことなどを考慮して、全額（約41万円）が賠償されました。【公表番号1637 令和元年12月12日成立】

《和解事例》 避難により失ったペットに対する慰謝料のほか、両親を介護しながらの避難であったことを考慮し慰謝料が増額

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人が、避難によりペットの猫を失ったことに対する慰謝料10万円のほか、「日常生活障害慰謝料（増額分）」として、認知症の父およびうつ病の母を介護しながらの避難であったことを考慮して、平成23年3月分から仮設住宅に入居する同年8月分までは、月額8万円または月額9万6,000円、同年9月分から平成30年3月分までは月額5万円（既払い金127万5,000円を除く）が賠償されました。【公表番号1638 令和元年12月17日成立】

問 総務課賠償支援係 Tel 0240(34)4638